



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*7 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1

○ 人事委員会規則

*8 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則 7

○ 告示

296 令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札
に参加する者に必要な資格等 (医務課)..... 7

297 小坂土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)..... 10

298 特定農業用ため池の指定 (")..... 10

299 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 14

300 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課)..... 14

301 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)..... 15

302 土砂災害警戒区域の指定 (")..... 15

303 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 15

304 " (")..... 16

○ 人事委員会告示

*6 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程(昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号)の一部改正 16

○ 公告

入札公告 (医務課)..... 19

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 22

規 則

和歌山県規則第7号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(平成16年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(変更等の届出) 第4条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。 (1) 略 (2) <u>業としての公衆浴場の経営(以下「公衆浴場営業」という。)</u> の全部又は一部を停止した場合 別記第6号様式	(変更等の届出) 第4条 省令第4条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書によるものとする。 (1) 略 (2) 公衆浴場の営業の全部又は一部を停止した場合 別記第6号様式

(3) 公衆浴場営業の全部又は一部を廃止した場
合 別記第7号様式

(3) 公衆浴場の営業の全部又は一部を廃止した
場合 別記第7号様式

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

保健所長 様

年 月 日

申請者

住 所
氏 名
生年月日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり公衆浴場営業の許可を申請します。

1 管理人	住所	
	氏名	
	生年月日	
2 公衆浴場 施設	名称	
	所在地	
3 公衆浴場の種類		
4 営業施設の構造設備		
5 用水		
6 燃料	種類	
	1か月の所要予定量	
7 営業開始予定年月日		
8 着工（予定）年月日		
9 竣工（予定）年月日		
10 利用者推定人口		
11 疾病療養のための専用施設の有無		有 ・ 無
12 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定 の適用の有無		有 ・ 無

注

- 1 燃料については、電力、電力併用、石炭、石炭併用等の区分を記入すること。
- 2 公衆浴場の種類として、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあっては、その物質又は医薬品の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。
- 3 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、同条第3号から第5号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載及び関係書類の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 営業施設の平面図、断面図、立面図及び配置図（敷地、建物、脱衣室、浴室、浴槽、焚場、便所その他の諸構造設備の区分のわかるもの）
- 3 土地、建物の権利関係を明らかにする書類（当該土地又は建物が他人の所有に係る場合は、別に所有者の承諾書を添えること。）
- 4 位置見取図（付近300メートル以内に公衆浴場があれば、その位置及び距離を示したもの）
- 5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、浴場業を譲り受けたことを証する書面の写し

別記第2号様式（第3条関係）

公衆浴場営業相続承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者

住 所

氏 名

生年月日

公衆浴場法施行規則第2条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の相続承継の届出をします。

名称		
所在地		
公衆浴場営業許可 の年月日及び番号	年 月 日	第 号
被相続人との続柄		
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を継承すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別記第3号様式 (第3条関係)

公衆浴場営業合併承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者

事務所所在地

名 称

代表者氏名

公衆浴場法施行規則第 3 条の規定により、次のとおり公衆浴場営業の合併承継の届出をします。

名称		
所在地		
公衆浴場営業許可の 年月日及び番号	年 月 日	第 号
合併に より消 滅した 法人	名称	
	所在地	
	代表者の氏名	
合併の年月日	年 月 日	

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

別記第4号様式（第3条関係）

公衆浴場営業分割承継届出書

年 月 日

保健所長 様

届出者

事務所所在地

名 称

代表者氏名

公衆浴場法施行規則第3条の2の規定により、次のとおり公衆浴場営業の分割承継の届出をします。

名称		
所在地		
公衆浴場営業許可の 年月日及び番号		年 月 日 第 号
分割前 の法人	名称	
	所在地	
	代表者の氏名	
分割の年月日		年 月 日

添付書類

分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通知書の交付） 第34条 任命権者又はその委任を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付するものとする。ただし、法令に別に定めのある場合を除き、第1号（採用する場合を除く。）、第4号及び第5号に定める場合については、<u>人事異動発令内容一覧表の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</u> (1)～(9) 略</p> <p>第35条 略</p>	<p>（通知書の交付） 第34条 任命権者又はその委任を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付するものとする。ただし、法令に別に定めのある場合を除き、第1号（採用する場合を除く。）、第4号及び第5号に定める場合については、<u>職員に人事異動発令内容一覧表を回覧することにより、通知書の交付に代えることができる。</u> (1)～(9) 略</p> <p>第35条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第296号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,178,961kWh

(2) 契約期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間（令和3年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において

て、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあつては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和2年2月10日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあつては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、ア及びセの書類については代表者が、イからケまで並びにシ及びスの書類については構成員ごとに、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写

し

カ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

コ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

サ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからエまで及びサ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年3月23日（火）から同年4月6日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年3月23日（火）から同月30日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和3年4月6日（火）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年3月30日（火）から同年4月9日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和3年4月22日（木）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和3年4月30日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和3年5月11日（火）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小坂土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（令和3年3月2日就任）

職名	氏名	住 所
理事	武内敬治	日高郡日高町大字小坂139番地
理事	尾崎若雄	日高郡日高町大字小坂227番地の1
理事	外上敬二	日高郡日高町大字小坂369番地
理事	鈴木修	日高郡日高町大字小坂167番地
理事	木村收	日高郡日高町大字小坂223番地の1
監事	武内扶	日高郡日高町大字小坂153番地の1
監事	木村史郎	日高郡日高町大字小坂216番地

和歌山県告示第298号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
海神池	紀の川市北中字曾和425-1	令和3年3月23日
皿池	紀の川市南中字曾里90-1他6筆	令和3年3月23日
金兵衛池	紀の川市南中字鳥居73-1	令和3年3月23日
天神池（新池）	紀の川市北大井字一ノ戸388他10筆	令和3年3月23日
西新池（二ツ池）	紀の川市北大井字一ノ戸408-1	令和3年3月23日
蓮池	紀の川市池田新字畑130	令和3年3月23日
東新池（新池）	紀の川市北大井字池尻113-1他12筆	令和3年3月23日
松尾池	紀の川市南勢田字ロノ田667-1他4筆	令和3年3月23日
上ノ池	紀の川市北勢田字尾崎606	令和3年3月23日

内池	紀の川市重行字西平尾58	令和3年3月23日
平池	紀の川市北勢田字角矢245	令和3年3月23日
知谷池	紀の川市北勢田字山田708-2、715-7、716、753	令和3年3月23日
新池	紀の川市北勢田字山田754	令和3年3月23日
大池	紀の川市北勢田字山田717-4他7筆	令和3年3月23日
佐川池	紀の川市重行字山神原745	令和3年3月23日
横谷池	紀の川市重行字北大丸698	令和3年3月23日
南新池	紀の川市重行字西柳原97-1他7筆	令和3年3月23日
細池	紀の川市北中字曾和387-2	令和3年3月23日
岩室池	紀の川市池田新字山添470-1、470-2、神領字東山428-1	令和3年3月23日
皿池	紀の川市池田新字祇園290	令和3年3月23日
深池	紀の川市池田新字畑田114	令和3年3月23日
別所池	紀の川市東山田字中尾223	令和3年3月23日
蓮池	紀の川市東山田字東原46	令和3年3月23日
新田池	紀の川市東山田字東原31	令和3年3月23日
池ノ谷池	紀の川市西山田字山添158	令和3年3月23日
西宝入池	紀の川市枇杷谷字西原308	令和3年3月23日
東宝入池	紀の川市枇杷谷字西原307、310、311、312-1	令和3年3月23日
浅尾池	紀の川市東三谷字弁天816	令和3年3月23日
新池	紀の川市東三谷字西畑526-1他10筆	令和3年3月23日
丈之池	紀の川市中三谷字長良547	令和3年3月23日
弁天池	紀の川市中三谷字杉ノ森683-1、689-1、691-1、692	令和3年3月23日
桜池	紀の川市西三谷字柳谷937他5筆	令和3年3月23日
小田ノ池	紀の川市古和田字上田楽608	令和3年3月23日
中ノ池	紀の川市古和田字西田楽543	令和3年3月23日
妙見池	紀の川市古和田字西田楽540-1	令和3年3月23日
差熊池	紀の川市西大井字天水待566-1、田中馬場字北野77	令和3年3月23日
上広野池	紀の川市赤尾字曾利坪270	令和3年3月23日
上ノ池	紀の川市赤尾字北坪1	令和3年3月23日
森ノ池	紀の川市赤尾字北坪36	令和3年3月23日
湯ノ池	紀の川市赤尾字北坪42	令和3年3月23日
小木ノ池	紀の川市赤尾字登里道坪353	令和3年3月23日
荒落池	紀の川市東大井字正覚61	令和3年3月23日
正覚池	紀の川市東大井字正覚123	令和3年3月23日
角田池	紀の川市東大井字角田15、26-1、42、43-1	令和3年3月23日
小池	紀の川市東大井字角田46	令和3年3月23日
山沼池	紀の川市東大井字東山163	令和3年3月23日
普門寺池	紀の川市東大井字栗嶋440	令和3年3月23日
上水池	紀の川市東大井字上水298	令和3年3月23日
中ノ池	紀の川市東大井字栗嶋397	令和3年3月23日
柏原池	紀の川市西大井字乗塚386	令和3年3月23日
蘇鉄池	紀の川市西大井字天水待516	令和3年3月23日
細田池	紀の川市高野字神前113	令和3年3月23日
はず池	紀の川市東川原字広浦187	令和3年3月23日
長四郎池	紀の川市東川原字山田496	令和3年3月23日
小田池	紀の川市東川原字山田500-2	令和3年3月23日
谷口池	紀の川市西川原字小松原784	令和3年3月23日
竹寺池	紀の川市上丹生谷字狐峯山1084	令和3年3月23日

木村池	紀の川市上丹生谷字奥ノ原593	令和3年3月23日
稲本池	紀の川市東川原字山田467	令和3年3月23日
松浦池	紀の川市東川原字山田462-1	令和3年3月23日
馬宿大池	紀の川市馬宿字赤禿223-1他3筆	令和3年3月23日
月差池	紀の川市馬宿字赤禿201-1、201-2	令和3年3月23日
瓢箪池	紀の川市馬宿字赤禿181	令和3年3月23日
尻池	紀の川市馬宿字赤禿182-1、182-2	令和3年3月23日
加茂太郎池	紀の川市馬宿字赤禿199	令和3年3月23日
未代池	紀の川市馬宿字赤禿144-1、144-3	令和3年3月23日
蛭池	紀の川市馬宿字池ノ原98-1、98-2	令和3年3月23日
大溜池	紀の川市馬宿字城山556-1、556-2、556-3	令和3年3月23日
谷口池	紀の川市東野字嬉谷460-8	令和3年3月23日
福塚池	紀の川市粉河字別所谷3178-1、3178-3	令和3年3月23日
新池	紀の川市粉河字別所谷3170-1	令和3年3月23日
弥谷下池	紀の川市粉河字彌谷4761	令和3年3月23日
用心池	紀の川市粉河字矢倉2756-2	令和3年3月23日
大池	紀の川市中津川字助谷553-1、553-2、575	令和3年3月23日
山池	紀の川市東毛字蛇谷422-3	令和3年3月23日
東毛大池	紀の川市粉河字須川2600-1、2600-2、2600-4	令和3年3月23日
深堀池	紀の川市粉河字須川2589	令和3年3月23日
十能池	紀の川市粉河字須川2586	令和3年3月23日
小池	紀の川市粉河字須川2599-1、2599-2	令和3年3月23日
川原池	紀の川市藤井字平畑462	令和3年3月23日
滝の池	紀の川市藤井字墓之前624-1	令和3年3月23日
西浦池	紀の川市藤井字西尾804-1	令和3年3月23日
中泥池	紀の川市北長田字芝崎32-1、猪垣字枝本319	令和3年3月23日
下打田池	紀の川市粉河字下打田1175	令和3年3月23日
皿池	紀の川市深田字円満寺369	令和3年3月23日
阿弥陀池	紀の川市長田中字東大畑ケ623	令和3年3月23日
桜池	紀の川市北志野字笠松569-1、569-2	令和3年3月23日
皿池	紀の川市南志野字芝崎529-1	令和3年3月23日
垣内池	紀の川市別所字前田93	令和3年3月23日
霊仏池	紀の川市上田井字灵佛513、514、515	令和3年3月23日
新池	紀の川市上田井字灵佛568	令和3年3月23日
杉田池	紀の川市上田井字北小松田612	令和3年3月23日
野末池	紀の川市上田井字北小松田624	令和3年3月23日
尼御前池	紀の川市上田井字北小松田614、字灵佛552-1、553-1	令和3年3月23日
鳥淵池	紀の川市上田井字尾崎谷452-1、452-2	令和3年3月23日
小池(庄助池)	紀の川市上田井字森之本696	令和3年3月23日
和田池	紀の川市杉原字尾首664	令和3年3月23日
柑本池	紀の川市杉原字芝山624-1、624-2	令和3年3月23日
井戸池	紀の川市西野山字原71	令和3年3月23日
小池	紀の川市西野山字野垣内582-1	令和3年3月23日
次郎兵衛池	紀の川市西野山字野垣内724	令和3年3月23日
小谷池	紀の川市西野山字門井205、206	令和3年3月23日
柳池	紀の川市江川中字老本松319-1	令和3年3月23日
こも池	紀の川市江川中字原176	令和3年3月23日
たたみ池	紀の川市江川中字猪ノ岡977	令和3年3月23日

上池	紀の川市江川中字猪ノ岡976	令和3年3月23日
八兵衛池	紀の川市江川中字原252	令和3年3月23日
向井池	紀の川市江川中字猪ノ岡969-1	令和3年3月23日
原池	紀の川市江川中字下向猪874-1	令和3年3月23日
ほうじゃ池	紀の川市江川中字猪ノ岡995	令和3年3月23日
半像池	紀の川市江川中字猪ノ岡980	令和3年3月23日
山田池	紀の川市切畑字西ノ尾286	令和3年3月23日
高池	紀の川市切畑字東ノ尾63-2、64	令和3年3月23日
脇谷上池	紀の川市切畑字川東588	令和3年3月23日
清兵衛池	紀の川市切畑字川東587-1	令和3年3月23日
とろり池	紀の川市切畑字川東633-1	令和3年3月23日
平野下池	紀の川市平野字上平391、417	令和3年3月23日
林ヶ峯新池	紀の川市平野字大根畑959	令和3年3月23日
佃内田池	紀の川市平野字佃東ノ段804	令和3年3月23日
菖蒲池	紀の川市平野字東垣内989	令和3年3月23日
作五郎池	紀の川市平野字東垣内959	令和3年3月23日
うら出池	紀の川市平野字西ノ浦1316	令和3年3月23日
愛宕池	紀の川市北涌字東山田151-2、177-2、180	令和3年3月23日
上新池	紀の川市麻生津中字狼谷317	令和3年3月23日
下新池	紀の川市麻生津中字狭間359	令和3年3月23日
横谷大池	紀の川市横谷字志田尾452	令和3年3月23日
志野池	紀の川市北涌字愛宕尾277-1	令和3年3月23日
松池	紀の川市西脇字鳥尾428	令和3年3月23日
林池	紀の川市横谷字志田尾458	令和3年3月23日
西脇新池	紀の川市西脇字西尾73-2、73-3、79、88-2、89、90-2	令和3年3月23日
志野池	紀の川市西脇字西尾53	令和3年3月23日
宮池	紀の川市麻生津中字狭間365	令和3年3月23日
片山池	紀の川市横谷字千丈平386	令和3年3月23日
沢池	紀の川市西脇字西尾59-2、59-3、65-2	令和3年3月23日
峠池	紀の川市赤沼田字宮ノ原285-1	令和3年3月23日
切畑新池	紀の川市切畑字北垣内441	令和3年3月23日
北涌児玉池	紀の川市北涌字的場326-1	令和3年3月23日
松山池	紀の川市桃山町神田字鷹巣尾585	令和3年3月23日
ヤブ池	紀の川市桃山町神田字鷹巣尾675	令和3年3月23日
上曾池	紀の川市桃山町調月字山田2419-2、2421	令和3年3月23日
山谷池	紀の川市桃山町野田原字光長1481-1	令和3年3月23日
田中池	紀の川市桃山町脇谷字小脇谷61-1	令和3年3月23日
藤十郎池	紀の川市貴志川町岸小野字細尾327-4、327-5	令和3年3月23日
蛭池	紀の川市貴志川町岸小野字細尾377	令和3年3月23日
堂ヶ谷池	紀の川市貴志川町岸小野字堂ヶ谷455-1他3筆	令和3年3月23日
芹池	紀の川市貴志川町北字坊垣内924	令和3年3月23日
渋ヶ谷池(秋華谷池)	紀の川市貴志川町北字坊垣内1042-1	令和3年3月23日
すりっこ池	紀の川市貴志川町長原字丸山935-1、935-2	令和3年3月23日
白子池上	紀の川市貴志川町国主字前垣内258	令和3年3月23日
切池	紀の川市貴志川町神戸字大越1023-1、1029	令和3年3月23日
畑池	紀の川市貴志川町前田字筒久保868	令和3年3月23日
高畑池	紀の川市貴志川町北山字観音山724他1筆	令和3年3月23日
昭和池	岩出市山字池ノ前1058	令和3年3月23日

岩谷池	岩出市山字池ノ前216	令和3年3月23日
黒谷池	岩出市山字池ノ前260	令和3年3月23日
大池（山）	岩出市山字池ノ前219-1	令和3年3月23日
住持池	岩出市根来字洞尾1708-1	令和3年3月23日
中左近池	岩出市根来字西ノ山1964	令和3年3月23日
桃坂新池	岩出市根来字根来2085-3、2085-4	令和3年3月23日
上ノ池	岩出市東坂本字横谷659	令和3年3月23日
新池（東坂本）	岩出市東坂本字横谷666	令和3年3月23日
どろ池	岩出市新田広芝字宮ノ前496	令和3年3月23日
上皿池	岩出市東坂本字芝崎333	令和3年3月23日
大池（水栖）	岩出市水栖字大池534	令和3年3月23日
大池（山崎）	岩出市山崎字西谷130-1	令和3年3月23日
竹谷池	岩出市山崎字西谷156	令和3年3月23日
岩ノ谷池	岩出市山崎字岩ノ谷198	令和3年3月23日

和歌山県告示第299号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
5010			令和3.2.5	日高郡日高川町寒川2691-3	株式会社やまのは 代表取締役 福隅祐一	木材	日高郡日高川町寒川2691-3
5011			令和3.2.18	日高郡日高川町初湯川461	ミヤマフォレストワークス 中本毅	木材	日高郡日高川町初湯川461
6034			令和3.2.24	田辺市龍神村宮代345番地	小川林業 小川健太	木材	田辺市龍神村宮代345番地

和歌山県告示第300号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	採種	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	名称	所在地
7908	株式会社中村工務店 代表取締役 中村静男	田辺市下三栖1499-12			○	○	株式会社中村工務店	田辺市下三栖1499-12
7909	一般社団法人熊野サムハラ 代表理事 道浦学	西牟婁郡白浜町堅田2500-328			○	○	一般社団法人熊野サムハラ	西牟婁郡白浜町堅田2500-328

7910	株式会社福山林業 代表取締役 福山武夫	西牟婁郡すさみ町 周参見2841-1	○	○	○	○	株式会社福山林業	西牟婁郡すさみ町 周参見2841-1
------	---------------------------	-----------------------	---	---	---	---	----------	-----------------------

和歌山県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年3月18日付け和歌山県告示第270号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
長谷川登尾（5）（Ⅱ-3352）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称
長谷川登尾（5）（Ⅱ-3352）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
和歌山市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和48年11月27日
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
有田川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉備都市計画下水道事業 有田川町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成15年10月7日
至 令和8年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月23日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。） <u>第37条第1項</u> に規定する人事異動通知書（以下「通知書」という。）の様式は、別記第1号様式のとおりとする。	第1条 職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。） <u>第41条第1項</u> に規定する人事異動通知書（以下「通知書」という。）の様式は、別記第1号様式のとおりとする。
第2条 通知書の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。	第2条 通知書の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「職名」欄には、職員である者について規則第34条各号又は第35条各号に掲げる場合に該当する事実(以下「異動」という。)が生ずる際に、その者の占める職の名称を記入する。
 (2)～(4) 略

第4条 規則第37条第1項に規定する人事異動発令内容一覧表の様式は、別記第2号様式によるものとする。

2 人事異動発令内容一覧表の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 略

- (2) 略

- (1) 「職名」欄には、職員である者について規則第38条各号又は第39条各号に掲げる場合に該当する事実(以下「異動」という。)が生ずる際に、その者の占める職の名称を記入する。
 (2)～(4) 略

第4条 規則第38条ただし書に規定する人事異動発令内容一覧表の様式は、別記第2号様式によるものとする。

2 人事異動発令内容一覧表の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 略

(2) 「確認印」欄には、異動に係る職員が自己の異動を確認するため押印する。ただし、「別途人事異動通知書交付」欄に○印の記入がある場合又は県の機関、その組織若しくは職の名称の改正に伴い、一時に多数の職員が異動する場合は、押印を省略することができる。

(3) 「別途人事異動通知書交付」欄には、通知書を別途発行する場合に○印を記入する。

- (4) 略

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条関係)

所属名 _____

人事異動発令内容一覧表

次のとおり発令する。

年 月 日

任命権者 職 氏名

氏 名	異 動 内 容

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 告

入 札 公 告

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,178,961kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間（令和3年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第296号に規定する令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和3年3月23日（火）から同年4月6日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年3月23日（火）から同月30日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局

総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- (4) (3) の質問に対する回答は、令和3年4月6日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 A会議室

イ 入札日時

令和3年5月14日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年5月13日（木）午後4時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92

条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,178,961kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 14 May 2021 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 13 May 2021)

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,
31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan
TEL 0737-52-3221
FAX 0737-52-5571

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画用途地域

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課